⑵　学校等における国民保護措置に関する訓練の推進

学校等において、地域の国民保護措置に関する計画に基づき、家庭や地域、関係機関との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の国民保護措置に関する必要な訓練の実施が図られるよう、学校等の設置者等に対し、指導及び助言を行う。

⑶　社会教育施設等、研究開発機関等及び所管機関等における国民保護措置に関する訓練の推進

社会教育施設等、研究開発機関等及び所管機関等において、武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対応能力向上を図るため、効果的な訓練が行われるよう、社会教育施設等、研究開発機関等及び所管機関等の設置者等に対し、指導及び助言を行う。

4　武力攻撃災害の予防対策

⑴　武力攻撃による文教施設等並びに研究開発機関等及び所管機関等の土地、施設及び設備の被害を防止し、人命の安全及び教育研究活動等の円滑な遂行を確保するため、これらの施設等の安全性の向上が図られるよう、学校等、社会教育施設等、研究開発機関等及び所管機関等の設置者等に対し、指導及び助言並びに援助を行う。

⑵　武力攻撃事態等において学校等、社会教育施設等、研究開発機関等及び所管機関等における消防、避難及び救助が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な施設及び設備等の整備について、学校等、社会教育施設等、研究開発機関等及び所管機関等の設置者等に対し、指導及び助言並びに援助を行う。

また、地域の国民保護計画に避難所として位置付けられた文教施設等については、周辺住民を収容することも想定し、教育研究施設としての機能に留意しつつ、必要な防災機能の整備、充実が図られるよう、学校等及び社会教育施設等の設置者等に対し、指導及び助言並びに援助を行う。

⑶　別表に掲げる生物剤及び毒素を取り扱う施設を把握する。生物剤及び毒素を取り扱う生活関連等施設の安全確保の留意点については、科学的知見の集積などを反映し、適宜見直しを検討する。

また、火薬類、高圧ガス、生物剤及び毒素その他の危険物質等を管理する学校等、社会教育施設等、研究開発機関等及び所管機関等において、これらに伴う被害を防止するため、関係法令に従い、適切な予防措置が講じられるよう、学校等、社会教育施設等、研究開発機関等及び所管機関等の設置者等に対し、生活関連等施設の所管省庁が定める安全確保の留意点などに基づき、指導及び助言を行う。

5　国民保護措置に関する研究活動等の効率化と強化

⑴　ＮＢＣ攻撃への対応その他国民保護措置に資する研究活動等を促進するため、大学等及び関係の研究開発機関等の連携を推進すること等により、共同研究の促進、研究情報の交換等の促進、その他研究活動等の効率化と強化を図るよう必要な措置を講じ、又は研究活動等の効率化と強化について大学等及び関係の研究開発機関等の設置者等に対し、指導及び助言を行う。

⑵　ＮＢＣ攻撃への対応その他国民保護措置に資する専門的知見や技術シーズをいち早く探しだすため、関連する科学技術情報を広く収集して把握することにより、必要な際に必要な知識を迅速に提供できる知的な基盤（＝知のネットワーク）の構築が進められるよう省内関係部局間の連携を図るとともに、所管の関係機関に対し指導及び助言を行う。また、これを活用して、対策に貢献しうる科学技術情報を関係省庁及び地方公共団体等へ提供することを目指す。

第２節　武力攻撃事態等への対処に関する措置

1　情報の収集及び伝達

⑴　武力攻撃の兆候等に係る情報の入手及び伝達

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、所管の関係機関から武力攻撃の兆候等に係る情報を入手したときは、直ちに対策本部（内閣官房）に報告する。

⑵　警報の通知及び伝達

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、対策本部長より警報の通知を受けた場合には、その内容を所管の指定公共機関〔放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構〕に直ちに通知するとともに、所管の関係機関の設置者等に速やかに伝達を行う。また、警報の解除が行われたときも同様とする。

警報を通知又は伝達する所管の関係機関の連絡先、連絡方法等については実施要領で定める。

⑶　被災情報の把握及び伝達

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、別に定める実施要領により被災情報について被災地域の所管の関係機関から必要な情報を収集し、省対策本部に報告する。

情報の収集は災害発生後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努める。

省対策本部は、報告を受けた被災情報について、速やかに対策本部長に報告する。

所管の関係機関において、各々の計画に基づき武力攻撃事態等に対する所要の応急措置が講ぜられるよう、所管の関係機関の設置者等に対し、必要な情報の伝達を行う。

2　国民保護措置に関する広報活動

所管の関係機関の被害状況、活動状況、応急対策の措置状況等、災害対策上必要な情報について、必要に応じ、インターネットや新聞、テレビ、ラジオその他の報道機関を通じ、正確に伝達するよう努める。

3　安全の確保に関する措置

⑴　避難措置の指示の通知及び伝達

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、対策本部長より避難措置の指示に関する通知を受けたときは、通知の内容を所管の指定公共機関〔放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構〕に直ちに通知するとともに、所管の関係機関の設置者等に速やかに伝達を行う。

⑵　児童生徒等、教職員、患者等、職員及び利用者の安全の確保

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、所管の関係機関から児童生徒等、教職員、患者等、職員及び利用者の生命、身体の安全を図るため必要な支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など必要な支援を行う。

4　所管の関係機関による安否情報の収集に対する協力

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、武力攻撃事態等に至ったときに、地方公共団体の長が行う安否情報の収集等が円滑に実施されるよう、保有する所管の関係機関における安否情報を速やかに地方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努める。

5　教育研究活動に関する応急措置

⑴　避難先での教育の確保

文部科学省は、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないように適切な措置を講ずる。

また、避難住民等が被災地に復帰する場合には、必要に応じて、学校施設の応急復旧等適切な措置を講ずる。